



平成24年1月11日

各 位

会 社 名 東京応化工業株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 阿久津郁夫  
コード番号 4186 (東証第一部)  
問 合 せ 先 広報部長 安生 洋己  
TEL. 044-435-3000

### 「従業員持株ESOP信託」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」(以下、「ESOP信託」といいます)の導入を決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. ESOP 信託導入の目的

当社の今後の成長を支える従業員の福利厚生制度を拡充するとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより従業員の勤労意欲・経営参画意識を高め、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

#### 2. ESOP 信託の概要

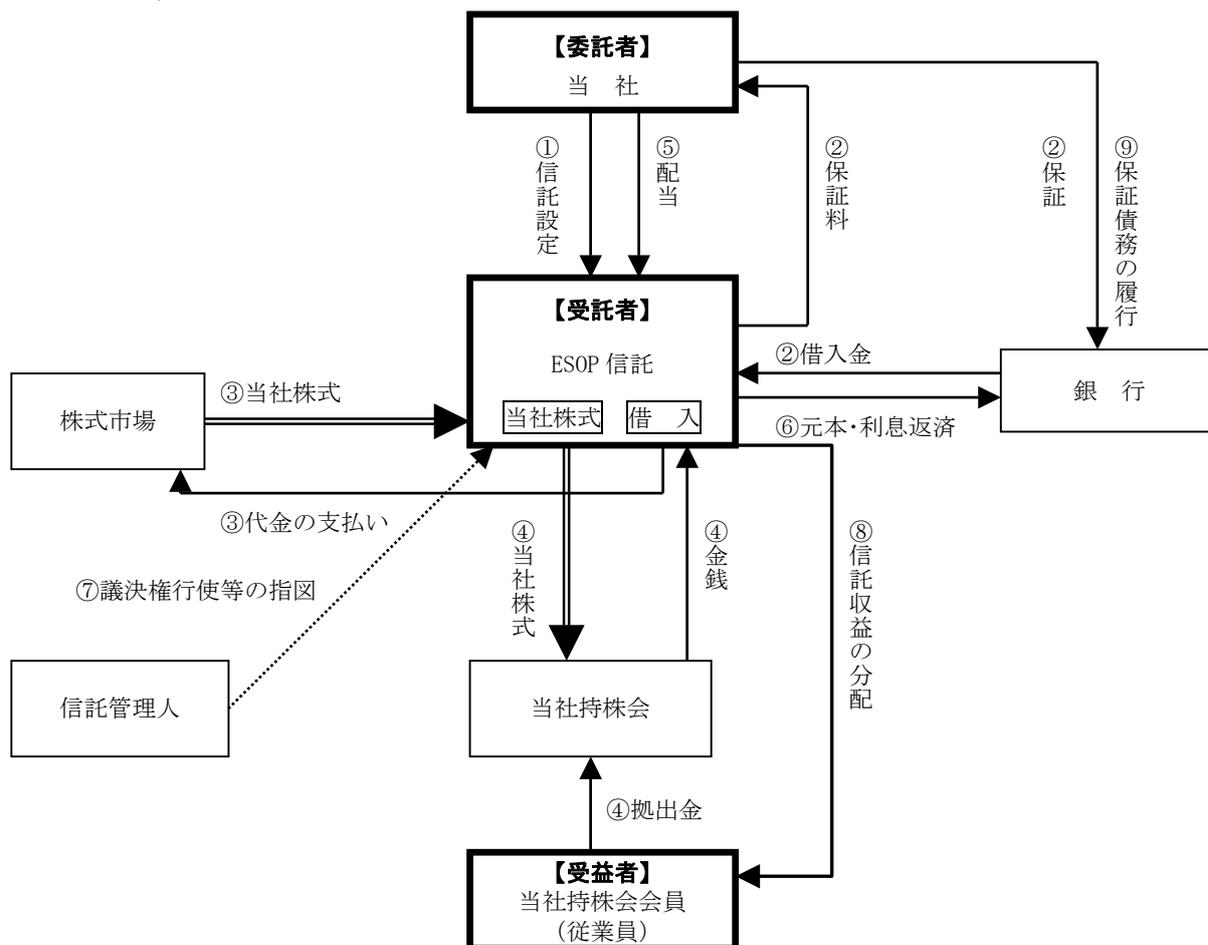
ESOP 信託とは、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員向けインセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する制度の拡充(福利厚生制度の拡充)を図る目的を有するものをいいます。

当社が「東京応化社員持株会」(以下、「当社持株会」といいます)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後数年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。一方、信託終了時に、株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

なお、本信託の設定時期、期間等の詳細につきましては決定次第、改めてお知らせいたします。

## 3. ESOP 信託の仕組み



- ①当社は、受益者要件を充足する従業員を受益者とするESOP信託を設定いたします。
- ②ESOP信託は、銀行から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社がESOP信託の借入について保証を行います。
- ③ESOP信託は、上記②の借入金をもって、信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得いたします。
- ④ESOP信託は、信託期間を通じ、毎月一定日までに当社持株会に抛出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で当社持株会に譲渡いたします。
- ⑤ESOP信託は、当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。
- ⑥ESOP信託は、当社持株会への当社株式の売却による売却代金および保有する当社株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済いたします。
- ⑦信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。
- ⑧信託終了時に、株価の上昇によりESOP信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分のうえ、受益者に対し信託期間中の抛割割合に応じて信託収益が金銭により分配されます。
- ⑨信託終了時に、株価の下落によりESOP信託内に借入金が残る場合には、上記②の保証に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済いたします。

以上